

事 務 連 絡
令和8年8月13日

都道府県民生主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和8年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣に係るQ&Aについて

標記については、令和8年8月5日付事務連絡「令和8年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について」により、介護職員等の派遣についてご協力をいただいているところですが、別添のとおりQ&A集としてまとめましたので送付いたします。

なお、本事務連絡の発出に当たっては、内閣府（防災担当）と協議済みです。

つきましては、御了知の上、当該業務の参考としていただくとともに、管内の市町村及び福祉関係団体、社会福祉法人等に対し周知方よろしく願いいたします。

○問合せ先

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課施設係

（代表） 03-5253-1111（内線 2864）

（ダイヤルイン） 03-3595-2616

（FAX） 03-3591-9898

【派遣登録・マッチング等について】

問 1 介護職員等の派遣の登録から派遣先施設等とのマッチングまでの手続はどのようなになるのか。

(答)

各施設・事業者から登録いただいた情報について、全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）でとりまとめ、派遣先施設のニーズとのマッチングを行い、全社協より、最終的に派遣が可能かどうか、登録いただいた施設・事業所等に、連絡・調整を行った上で、派遣先施設や日程等が決定されることになります。

よって、ご登録いただいても、状況によっては派遣を依頼しないこともあり得る旨、ご留意願います。

問 2 施設等に所属していない者の登録は可能か。

(答)

施設等に所属していない者については、まずは当該者が所属している団体等の了承を得た上で、団体等を通じて登録いただくことを検討下さい。

【派遣費用の取り扱いについて】

問 3 令和 8 年 7 月 31 日付事務連絡「令和 8 年熊本地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」（以下「7 月 31 日付事務連絡」。）において「あらかじめ福祉避難所として指定されている避難所に限らず、当該要配慮者が避難している場合でも、実質的に福祉避難所として扱うことが可能」とあるが、どのような場合に、福祉避難所として認められるのか。

(答)

被災地の社会福祉施設等であって、現に避難者を受け入れているか否かに関わらず、当該施設に避難を希望する者を受け入れる体制を整える場合には、当該施設の所在市町村又は熊本県の判断により、福祉避難所として扱うことが可能です。このとき、指定、協定・届出の手続きを省略して差し支えありませんが、簡易な方法により当該避難所の状況を把握するようお願いいたします。

この場合、派遣職員の人件費及び旅費等については、災害救助費からの支弁が可能となります。

問４ 社会福祉施設等を福祉避難所として使用する際、災害救助費の対象となる経費の具体的な範囲はどのようなになるか。

(答)

「福祉避難所の設置に要した経費」については、災害救助費として請求することが可能であり、以下の例が考えられます。

- ・ 冷房器具等が破損し、復旧に時間を要するため、別途冷房器具等を緊急に調達した費用
- ・ 避難所で使用する物資の調達や、福祉避難所の運営に当たる人件費、介護サービス費等の対象とならない避難者の支援に当たる人件費 等

他方、福祉避難所の設置に要するもの以外の経費で、本来的な社会福祉施設としての経費については、介護サービス費等で賄うこととなります。

問５ 派遣を予定している施設が、現時点では福祉避難所として指定されていないが、職員派遣の依頼をした場合、派遣職員の人件費はどのように支弁されるのか。

(答)

７月 31 日付事務連絡で示しているとおり、職員の派遣先施設が福祉避難所でない場合は介護サービス費等から支弁されることになります。

ただし、上記問３で示したとおり、避難者の受け入れの有無に関わらず、避難を希望する者を受け入れる体制を整えており、市町村又は熊本県が福祉避難所として認めた場合には、福祉避難所として取り扱うことが可能です。

問６ 派遣職員の旅費の基準額や対象については。

(答)

災害救助費からの支給となり、派遣先地域における実費が基準となりますが、最終的には熊本県と内閣府との協議により決定します。

対象としては、①公共交通機関の運賃等（公共交通機関の利用が困難であった場合にはタクシー代も対象）、②乗用車を使用した場合の燃料代、高速料金、③レンタカーのレンタル料（やむを得ずレンタカーを使用した場合）等が想定され、その他、各都道府県の旅費規程等に基づく額（派遣元都道府県と熊本県との協議が必要）とすることも可能です。

問7 災害救助費で負担する派遣費用の請求については。

(答)

職員派遣の終了後、派遣元施設から派遣元都道府県への請求書に基づき、熊本県へ求償いただくことになります。具体的な手続については別途、事務連絡を送付する予定です。

※ 請求に当たっては、派遣実績の分かる資料及び領収書等が必要となるため必ず保管して下さい。

【その他】

問8 従業員を被災地へ派遣する場合、派遣先への移動途上も含めて現地での業務・通勤に労災保険は適用されるのか。

(答)

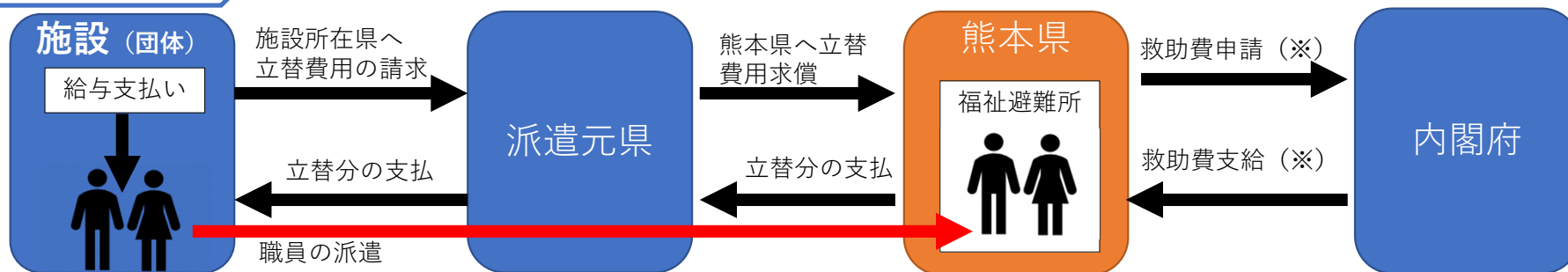
出張として派遣される場合、出張開始から終了までに起こった災害は、私的行為中ななどを除いて、職員を出張させた施設・事業所が加入している労災保険が適用されます。

別添資料

福祉避難所となる場合の応援職員の派遣にかかる経費の取り扱い

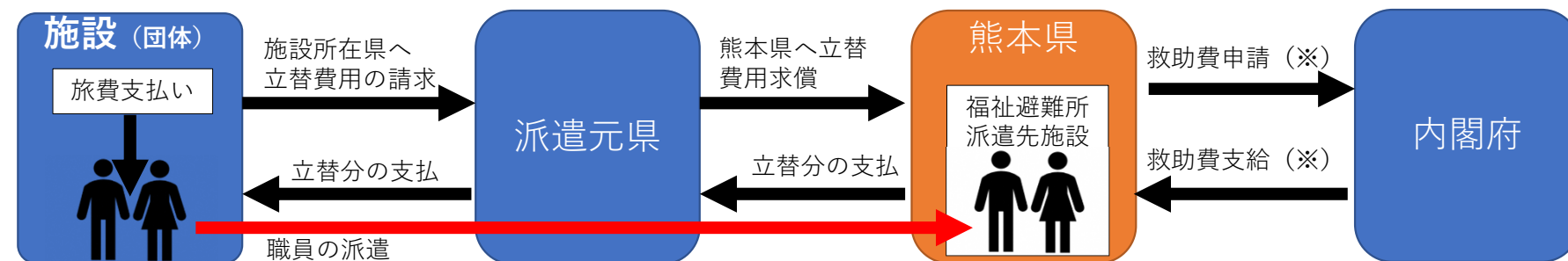
◎人件費の取り扱い

救助費対象



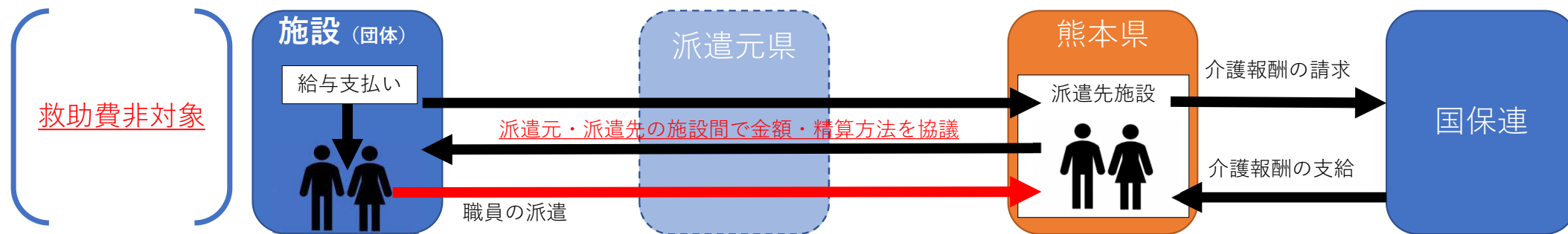
◎旅費の取り扱い

救助費対象



福祉避難所とならない場合の応援職員の派遣にかかる経費の取り扱い

◎人件費の取り扱い



◎旅費の取り扱い

